

広島県告示第九百四十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年十月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 沖塩屋D地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
 次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
廿日市市	沖塩屋三丁目			六四六一番五	標柱一号
				六四六六番	標柱二号、三号及び四号
				六四六八番一	標柱五号
				六四七〇番一 地先里 道敷	標柱六号
				六四七三番一	標柱七号
				六四七四番一	標柱八号